

卒業・修了者の就職状況

厚生課

はじめに

近年のわが国経済の好況を反映して、平成3年3月卒業・修了者に対する求人数は1万7千件を超え、空前の「売手市場」の状況が続いている。

半面、民間企業等の大幅な求人難とは対照に、児童・生徒数の減少にともない、教員への就職者は年々減少の傾向にある。本稿においては、今春卒業・修了者の就職状況について5年前との状況を比較しながら、学部卒業者を中心に概観することとした。

進路状況

進学希望者が増加、教員志望は減少傾向

平成2年度学部卒業者の進路状況は、就職希望者が68・4%で、大学院への進学希望者が20・9%となっている。進学希望者の比率は年々増加の傾向にあり、5年前の昭和61年度に比べると1・5ポイントの増加となっている。

就職希望者のうち、教員への就職者は年々減少し、教育学部、学校教育学部についてみると昭和61年度には71・5%であったものが、平成2年度では52・1%に減少し

ている。(表1)

産業別就職状況

金融・運輸・通信業などは人気

卒業者の産業別就職者数からいえば、最も多いのは教育関係への就職者であるが、前述のとおり減少の傾向にある。これに対して、第三次産業であるサービス業や金融・保険業、運輸・通信業などが増加の傾向にある。

最近の就職状況として、いわゆる3Kと称される業種を学生は敬遠する傾向にあるといわれ、製造業等への求人難が指摘されている

が、本学の状況を見る限りにおいては、むしろ製造業に就職する学生の比率は増加しており、関係業界からの本学に対する期待はますます強まっていくものと考えられる。

本学の特徴として、教育関係及び公務員への就職者が多いことが挙げられるが、平成2年度の国家

公務員試験合格者(第II種)の減少は気になるところである。5年前の合格者100名に対し、昨年度は69名に減少し、大学別合格者の順位も9位から28位となっている。公務員に就職する学生の比率や応募者数にはそれ程変化がみられないので、実際の受験者数や地方公務員試験の受験状況を詳細

に分析して見る必要がある。

都道府県別就職状況

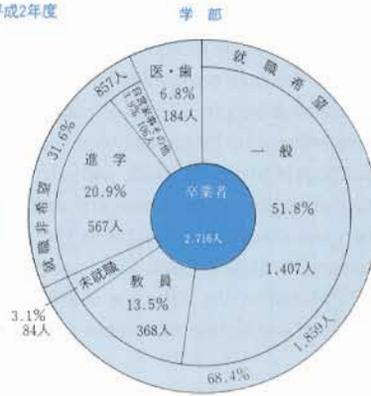
県内就職者漸減

広島県内に就職する学生の比率は、平成元年度にはじめて3割を割り29・0%となった。入学者の県内・県外出身者の状況などをみれば、この傾向は更に進むのでは

●進路状況
昭和61年度



平成2年度



大学院



大学院

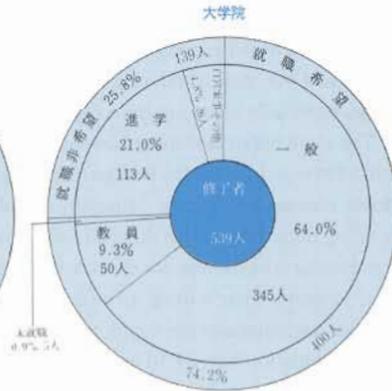


表1 教職への就職状況

		昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度
教育学部・学校教育学部	就職者数	381(196)	342(160)	355(187)	333(180)	307(184)
	就職希望者数に対する就職者数の比率	71.5(65.1)	67.3(56.9)	64.9(58.3)	57.4(55.2)	52.1(49.6)
その他の学部	就職者数	102(23)	86(20)	71(19)	62(18)	61(23)
	就職希望者数に対する就職者数の比率	10.0	8.4	6.8	5.8	4.8
合計	就職者数	483(219)	428(180)	426(206)	395(198)	368(207)
	就職希望者数に対する就職者数の比率	31.1	28.0	26.9	24.0	19.8

注 1) 教育学部は、教育学科や心理学科を含む数である。

2) () は女子で内数である。

表2 地域別就職状況

〔単位 人(%)〕

		昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度
就職希望者数		1,553	1,526	1,584	1,649	1,859
就職者数	広島県	552(35.5)	513(33.6)	665(42.0)	478(29.0)	439(23.6)
	関東地区(埼玉、千葉、東京、神奈川)	286(18.4)	295(19.3)	352(22.2)	432(26.2)	471(25.3)
	関西地区(京都、大阪、兵庫)	183(11.8)	170(11.1)	192(12.1)	191(11.6)	291(15.7)
	その他の地区	459(29.6)	477(31.3)	306(19.3)	514(31.2)	574(30.9)
	合計	1,480(95.3)	1,455(95.3)	1,515(95.6)	1,615(97.9)	1,775(95.4)

注 () は就職希望者に対する比率を示す。

表3 就職先と出身地の状況

〔単位 人(%)〕

		昭和61年度卒業生		平成2年度卒業生	
		就職者数	就職者数の内 地元出身者	就職者数	就職者数の内 地元出身者
教員 就職者	広島県	231	175(75.8)	96	77(80.2)
	他府県	252	236(93.7)	272	255(93.8)
	小計	483	411(85.1)	368	332(90.2)
一般企業 就職者	広島県	321	228(71.0)	343	218(63.6)
	他府県	676	179(26.5)	1,064	259(24.3)
	小計	997	407(40.8)	1,407	477(33.9)
合計	広島県	552	411(74.5)	439	295(67.2)
	他府県	928	415(44.7)	1,336	514(38.4)
	合計	1,480	826(55.8)	1,775	809(45.6)
入学者	広島県出身者	970(38.0)		823(28.0)	
	他府県出身者	1,580(62.0)		2,118(72.0)	

今後の就職業務の指針について

平成3年6月

学 生 部 長

卒業予定者に対する就職指導及び就職あっ旋業務の適正な実施については、文部省、労働省等関係機関から通知が出されており、本学においても毎年その趣旨にのっとり、学生部・各部局において就職協定の遵守及び就職の機会均等の確保に努めてきたところである。

就職あっ旋業務は各部局により、実質的業務の形態が多様であり、それぞれの部局の伝統と特性を尊重して実施されなければならないが、今後の就職業務の基本的な対処方針について、下記のとおり定め、円滑な業務遂行に努めることとする。

1. 就職活動の時期について

従来から、いわゆる青田買いなどの過熱した採用活動による大学教育への弊害を防止するため、国立大学協会等9団体の申合せ並びに企業等関係団体との取決めが行われてきたところであるが、昭和63年度より大学卒業予定者の採用選考期日等を両者が協議・決定・遵守していくことを目的として「就職協定協議会」が新たに設置された。

平成3年度の就職協定の内容は次のとおりであり、本学においても同協議会が定めた就職協定期日等について遵守されるよう格段の配慮を行うことにする。

- (1) 企業からの求人票・求人要項等の印刷物の受付は、卒業前年の6月1日（土）以降開始するものとする。
- (2) 上記資料の学生に対するの提示は、卒業前年の7月20日（土）以降とする。
- (3) 企業等の説明及び学生の個別訪問開始は、卒業前年の8月1日（木）とする。
- (4) 企業の採用内定開始は、卒業前年の10月1日（火）とする。

2. 就職の機会均等の確保について

同和問題及び男女雇用機会均等法の正しい理解と認識のもとに、学生の資質・能力に関係のない形式的な理由による就職差別が行われないよう適正な就職指導及び就職事務を行い、就職の機会均等を確保する。

このため、学生を含めた学内関係者に対して本指針の周知徹底を図るとともに、企業等に対しても協力依頼を行う。

就職される学生諸君へ

平成 3 年 6 月

学 生 部 長

就職は、諸君が本学での学生生活の成果を踏まえ、社会人としての生活基盤を確立するとともに、労働を通じて社会生活や社会活動に参加し、生きがいや幸福な人生を過ごすために極めて重要な意義を持っております。このため十分な事前準備と確固たる目的意識、人生設計なしでは、卒業後の人生を不本意に過ごす結果となり、両親はじめ多くの人々の諸君に対する期待を裏切る結果となります。

一方、諸君が就職するに当たっては、本人の資質・能力に基づき公正な採用選考が行われなければならないことはいうまでもありません。資質・能力に関係のない形式的な理由、たとえば、町名番地までの本籍地や、家族の職業や収入、思想・信条・宗教などを聞かれたり、身元調査が行われたり、戸籍謄（抄）本の提出を求められたりすることは、就職差別につながります。

また、女性であることを理由に採用を拒否したり、女性にとって不利な採用基準を設けることは、男女雇用機会均等法に違反する性差別に当たります。

これらの問題は、個人としての対応には限界があり、また、こうした事態を放置することは求人側企業等の差別的な体質をそのまま存続させることにつながり、就職差別を温存させることとなります。

本学では、こうしたことが行われないよう従来から企業等へ働きかけを行ってきていますが、本年度からは各企業等に対し、公正な採用選考を行っていただくよう文書を送付するなど、就職差別の解消にむけて全学的な取組みを行うこととしております。

就職差別につながるとされる選考を受けた場合は、指導教官や学部の就職担当係に申し出てください。個人のプライバシーに十分な配慮をしたうえで企業等に改善措置を求めることとしています。

平成3年6月

採用事務担当者 殿

広島大学

採用業務について（お願い）

拝啓 貴社（会）ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

本学学生の就職に際しましては、種々御高配・御協力を賜り誠にありがとうございます。

本学としては、今後とも学生の就職指導等について真剣に取り組んで参りたいと考えており、特に、学生が就職に際して差別的取り扱いを受けることのないよう、就職差別の解消にむけて全学的な取り組みを続けていきたいと考えております。

申すまでもなく、職業選択の自由、就職の機会均等は侵すことのできない基本的人権として、日本国憲法にも保障されているところであり、各企業等におかれましても自主的に、あるいは関係団体や行政機関の指導・助言のもとに、公正な採用業務をおすすめのことと存じます。

本学におきましても、全学教職員の一致した願いとして、学生の就職の機会均等を確保するための努力を続けることとし、就職差別の解消にむけて、特に、差別につながるおそれのある項目（本籍、家族の職業、収入、宗教、思想、信条等）を記載した会社独自の応募書類（いわゆる社用紙）や就職差別につながるおそれのある調査などの一掃にむけて、関係各方面に御協力を要請していくこととしております。

貴社（会）におかれましても、各都道府県発行の「雇用と同和問題」等の採用の手引に基づき、学生の採用選考に当たっては本人の資質・能力に関係のない形式的な理由によって採用の判定をなさらぬよう、より一層の御留意を賜りたく、お願い申し上げます。

敬 具